

# コーデック光 接続機器レンタル規約

株式会社コーデック

## 第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、コーデック株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するコーデック光サービスのオプションサービスである、無線LANカード、ホームゲートウェイまたはオフィスゲートウェイ（以下「各接続機器」といいます。）のレンタルを受ける会員（後記第2条第3号に定義します。）に適用されるものとします。
2. 各接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、「コーデック光サービス規約」が準用されるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

## 第2条 (定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、「コーデック光サービス規約」で使用する用語と同一の意味を有します。

- (1) 「レンタル契約」とは、各接続機器のレンタルを受けるための契約をいいます。
- (2) 「申込者」とは、当社に各接続機器のレンタル契約の申込みをした者をいいます。
- (3) 「会員」とは、当社との間でレンタル契約が成立した利用者をいいます。
- (4) 「NTT東西」とは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）と西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）の両方またはどちらか一方をいいます。
- (5) 「フレッツ光」とは、NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
- (6) 「ひかり電話」とは、NTT東西が「音声利用IP通信網契約約款」に基づき提供する、フレッツ光を利用した光IP電話サービスのことをいいます。

## 第3条 (各接続機器のレンタル)

1. 当社は各接続機器のレンタルを希望する会員に対し、別記の定めるところにより各接続機器をレンタルします。
2. 会員にレンタルする各接続機器は、当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる各接続機器は、第14条（故障等）の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

## 第4条 (各接続機器のレンタル契約の成立及び終了)

1. 各接続機器のレンタル契約の申込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、会員がレンタルを希望する各接続機器毎に成立するものとします。各接続機器のレンタル契約は、当社がレンタル契約の申込みを承諾した日をもって成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みのあった各接続機器を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき
  - (2) 申込みのあった各接続機器を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき
  - (3) 申込者が、料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
  - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

3. 各接続機器のレンタル契約の解約、解除等は、本規約に定めるほかコーデック光サービス規約に準じるものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、本規約で別段の定めがない限り、各接続機器のレンタル契約終了日が属する月の月末まで発生するものとします。
5. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は下記事由が発生した日をもって当然に終了するものとします。
  - (1) 会員が会員たる地位を喪失した場合
  - (2) 事由の如何を問わず、コーデック光サービスが終了した場合
  - (3) コーデック光サービスの契約が成立しなかった場合
6. 会員が各接続機器のレンタル契約終了時において当社の提供するコーデック光サービス以外の他のブロードバンドサービスの継続を希望する場合、当社は、当該会員に対し、適切な各接続機器を別途定める条件によりレンタルするものとします。本項において、「当社」とは、本規約が第17条（譲渡等）に基づき第三者に譲渡または信託された後においても、株式会社コーデックを意味するものとします。
7. 第5項の定め該当する場合は、第15条（各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還）の定めを準用するものとし、会員は同条に従い各接続機器を当社指定の場所に返還するものとします。

#### 第5条（レンタル料金等）

1. 各接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。また、会員が工事を要する請求をし、当社より承諾を受けたときは、別途定める工事に関する費用を支払うものとします。
2. 料金の計算方法、その他料金の取扱いについてはコーデック光サービス規約の規定を準用します。

#### 第6条（課金開始日）

各接続機器のレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。

- (1) コーデック光サービスの申込みと同時に各接続機器のレンタルの申込みを行った場合、レンタル料金の課金開始日はコーデック光サービス規約に準じるものとします。
- (2) 会員がコーデック光サービス規約の契約成立後に各接続機器の申込みを行った場合は、各接続機器のレンタルの申込みを行った日の翌日を1日目として7日目が属する月の翌月1日が課金開始日となります。ただし、無線LANカードおよびホームゲートウェイは、当社が本サービスの利用が可能であることを確認した日を課金開始日とします。

#### 第7条（各接続機器の利用停止）

当社は、会員が以下の各号の一に該当すると当社が判断した場合、各接続機器の利用を停止することがあります。

- (1) コーデック光またはその他オプションサービスにおいて利用停止があったとき
- (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 第13条（会員の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき

#### 第8条（会員が行う契約の解約）

1. 会員が各接続機器のレンタル契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。
2. 解約の効力発生日は、以下に定めるとおりとします。
  - (1) コーデック光の利用契約とは別に各接続機器のレンタル契約を解約する場合、解約の申入れを当社が受諾した日が属する月の末日とします。
  - (2) コーデック光の利用契約の解約に伴って各接続機器のレンタル契約が解約となる場合、コーデック光サービス規約に準じるものとします。

## 第9条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、第7条（各接続機器の利用停止）の規定により各接続機器の利用を停止された会員が、なおその事実を解消しない場合は、そのレンタル契約を解除することがあります。
2. 当社は、第7条（各接続機器の利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、各接続機器の利用停止をしないでそのレンタル契約を解除することがあります。

## 第10条（設置場所の提供等）

1. 契約者回線等の終端（回線収容部に收容されるものを除きます。）のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が提供する各接続機器を設置するために必要な場所は、その会員から提供していただきます。
2. 当社が提供する各接続機器に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

## 第11条（ファームウェアのバージョンの更新）

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し（各接続機器がサービス会員回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります。）、各接続機器に含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して各接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第14条（故障等）の定めを準用するものとします。

## 第12条（支払方法等）

1. 当社は、各接続機器のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第14条（故障等）第1項及び第15条（各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還）に定める「違約金」及び「修理交換料金」その他本規約に基づく当社の会員に対する債権（以下「レンタル料金等」といいます。）の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
2. 会員は、当社に支払うべき金額を、支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

## 第13条（会員の義務）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分
  - (2) 各接続機器の分解、解析、改造、改変等
  - (3) 各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
  - (4) 各接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
  - (5) 契約外の不正使用
  - (6) 各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (7) 各接続機器の日本国外持ち出し
  - (8) 当社が認める場合を除き、各接続機器を移動し、取りはずし、変更し、または各接続機器に線条その他の導体を接続する行為
  - (9) 当社が認める場合を除き、各接続機器に他の機械、付加物品等を取り付ける行為

2. 会員は、各接続機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
3. 第1項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は「違約金」または「修理交換料金」または修繕その他の工事等に必要費用の実費を当社の定める方法により支払うものとします。ただし、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

#### 第14条（故障等）

1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、各接続機器の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。ただし、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。
2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 各接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。ただし、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

#### 第15条（各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還）

1. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、コーデック光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、各接続機器を当社指定の場所に返還するものとします。ただし、無線LANカードのレンタルを受けている会員が無線LANカードのレンタル契約のみを解約しホームゲートウェイのレンタル契約を継続する場合、ホームゲートウェイについてはこの限りではありません。なお、各接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず各接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月20日（20日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに各接続機器が当社指定の場所に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

#### 第16条（個人情報等の保護）

1. 会員及び申込者の個人情報の収集、利用、提供及び公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、及び「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<https://www.w-codec.co.jp/privacypolicy/>）に従い適切に実施します。

## 第17条（譲渡等）

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約における当社の契約上の地位を、各接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び(iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも1週間前に行うものとします。  
(2) 電子メールによる配信及び郵便による配達の内いずれもがなされず、またはこれらの内容を確知する機会がなかったと当社が合理的に判断した会員は、その後明確な意思表示のない限り、譲渡に承諾したものとみなされないものとします。  
(3) 会員は、ホームページへの掲載のなされた日から2ヶ月の期間内に、当社ホームページへのアクセス、郵便またはホームページに掲載するその他の方法をもって、上記の譲渡について異議を述べるができるものとします。かかる異議が上記2ヶ月の期間内に当社に到達した場合には、当該会員については、譲渡は有効に成立しなかったものとみなします。  
(4) 当社は、ホームページの掲載のなされた日から3ヶ月の期間内に上記(1)に定める方法により会員に通知して、上記の譲渡を解除することができます。かかる通知がなされた場合、通知の対象となった譲渡は、その成立に遡って解除されるものとします。かかる場合、会員は、上記の譲渡に承諾しなかったものとみなされます。  
(5) 予定どおり契約上の地位の譲渡が生じなかった場合には、当社は譲渡が行われなかった事実について速やかに会員に通知します。  
(6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために各接続機器を占有するものとします。ただし、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。

上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、及び上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める2ヶ月の期間の満了時において、当社は、契約上の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします（なお、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約上の地位を譲り受けた譲受人は、個人情報等の保護に関する本規約第16条（個人情報等の保護）の規定に当然従うこととなります。）。ただし、上記2ヶ月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、当社が当該事実を知った後遅滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。

4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第18条（準拠法及び管轄）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. (当社が提供する各接続機器)

当社は、以下各接続機器のレンタルを希望する会員に対し、各接続機器をレンタルします。

項番	接続機器	接続機器の説明等
1	ホームゲートウェイ	コーデック光サービスでコーデック光電話、コーデック光電話お得プランおよび無線LANを利用する際に必要なコーデック光電話用ブロードバンドルータ。 または、コーデック光電話スマートおよびコーデック光電話スマート お得プランを利用する際に必要なコーデック光電話用ブロードバンドルータ(インターネット利用不可)。
2	オフィスゲートウェイ	コーデック 光サービスでコーデック光電話オフィスプランおよびコーデック光電話 オフィスお得プランを利用する際に必要なコーデック光電話オフィスプランまたはコーデック光電話 オフィスお得プラン用ブロードバンドルータ。
3	無線LANカード	宅内で無線LAN接続を行うためのホームゲートウェイ専用接続機器。無線LANカードのレンタルには無線LANカードのみのレンタルまたはホームゲートウェイに内蔵された無線LANカードのレンタルがあります。

2. (コーデック光のオプションサービス申込に伴いレンタル提供される各接続機器)

当社は、会員が以下のオプションサービスを申し込む場合、「レンタル提供される接続機器」の欄に記載の各接続機器をレンタルするものとします。なお、以下のオプションサービスは単独での申込みはできず、サービス内容等の欄に記載のオプションサービスの申込みが必要となります。

項番	オプションサービス	サービス内容等	レンタル提供される接続機器
1	コーデック光電話スマート	0AB-J番号帯を利用したIP電話サービスをいいます。ホームゲートウェイの申込みが必要となります。	ホームゲートウェイ
2	コーデック光電話スマート お得プラン		
3	コーデック光電話	0AB-J番号帯を利用したIP電話サービスをいいます。ホームゲートウェイの申込みが必要となります。	ホームゲートウェイ
4	コーデック光電話お得プラン		
5	コーデック光電話オフィスプラン	0AB-J番号帯を利用したIP電話サービスをいいます。オフィスゲートウェイの申込みが必要となります。	オフィスゲートウェイ
6	コーデック光電話オフィスお得プラン		
7	無線LAN	ホームゲートウェイを利用し、LANケーブルを用いることなくインターネット接続を利用できるサービスをいいます。ホームゲートウェイの申込みが必要となります。	ホームゲートウェイ 無線LANカード

3. (各接続機器のレンタル契約終了に伴い解約となるオプションサービス)

当社は、以下の各接続機器のレンタル契約が終了した場合、「各接続機器の解約に伴い解約となるオプションサービス」の欄に記載のオプションサービスの利用契約あるいはレンタル契約についても終了するものとします。

項番	解約する接続機器	各接続機器の解約に伴い解約となるオプションサービス
1	ホームゲートウェイ	コーデック光電話スマート コーデック光電話スマート お得プラン コーデック光電話 コーデック光電話お得プラン 無線LAN
2	オフィスゲートウェイ	コーデック光電話オフィスプラン コーデック光電話オフィス お得プラン

(2016年6月1日 制定実施)

(2024年2月1日 改定実施)